

覚書

平成元年10月1日

滋賀県歯科医師会会長

久木竹山

滋賀県警察本部長

野田

記

滋賀県警察と社団法人滋賀県歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）は、協力体制を保持し、滋賀県警察の行う捜査活動に対する歯科医師会の協力援助に關し、次のとおり覚書を締結する。

- 1 滋賀県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、警察が行う死体の検視、捜査に関して、社団法人滋賀県歯科医師会長（以下「歯科医師会長」という。）に対して鑑定、法医学を活用した捜査協力等を要請することができるものとする。
- 2 歯科医師会は、前項の要請に対応するため、歯科医師会定款により滋賀県歯科医師会警察協力歯科医委員会（以下「警察協力歯科医委員会」という。）を設置する。
- 3 警察本部長は、警察署長等をして警察協力歯科医師に対して、1項の協力要請ができるものとする。
- 4 歯科医師会長は、警察本部長から1項の協力要請があった場合、これに応じるため警察協力歯科医師及び歯科医師会員に協力を求めるものとする。
- 5 警察協力歯科医師は、警察署長等より3項の要請があつた場合、警察協力歯科医委員会規程により協力援助ができる。
- 6 鑑定及び捜査協力の遂行に関して要した費用等については、警察本部長が歯科医師会長と協議し、誠意を持って処理するものとする。
- 7 「社団法人滋賀県歯科医師会と滋賀県警察本部との相互協力に関する申合せ」（昭和61年5月20日）は、廃止する。
- 8 本覚書は、後日の証として警察本部長と歯科医師会長が各一通を所持する。

